

令和3年10月18日

長久手市立小中学校
保護者の皆様

「愛知県厳重警戒措置」の解除に伴う教育活動ガイドライン

長久手市教育委員会

保護者の皆様方には、長久手市内の小中学校の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

10月18日から「愛知県厳重警戒措置」が解除されました。こうした状況を鑑み、長久手市教育委員会としても、下記のとおり「愛知県厳重警戒措置」の解除に伴う教育活動ガイドラインを決定しました。新型コロナウイルス感染防止に向け、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

下線部分が今回の加除修正です。

記

1 臨時休業について

各学校の感染状況に応じて臨時休業の要否を判断します。

2 感染防止対策について

令和3年10月15日付けの「愛知県厳重警戒措置」の解除に伴う県立学校の対応についてに記載した対策を徹底し、感染の再拡大の防止に向け、引き続き感染防止対策に努めます。

(1) 学習活動について

感染防止対策を適切に実施して活動します。また、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動を徐々に再開していきます。

(2) 給食について

ア 引き続き給食時間前の手洗いを入念に行います。

イ 給食中は、飛沫を飛ばさないように机を一方向の向きにし、会話は控えます。また、食後は、マスクの着用を徹底します。

(3) 清掃について

ア 通常の清掃を行います。清掃後には手洗いを入念に行います。

イ 児童生徒が多く触れる場所を中心に、消毒を実施します。

(4) 学校行事について

感染症予防の3つの条件（①密閉 ②密接 ③密集）が重ならないように工夫します。場合によっては、縮小したり、延期したり、実施を見合わせたりすることもあります。

(5) 部活動について

ア 校内での練習は、感染防止対策を徹底した上で実施します。

イ 練習試合を含めて対外試合は、実施周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施します。

(6) 児童生徒の健康状態の把握等について

- ア ご家庭でも検温、健康状態の確認をし、発熱やかぜ等の症状がある場合は、登校させないでください。
- イ 同居のご家族等がかぜ等の症状によりPCR検査等を受ける場合、慎重に検討した上で、登校するかを判断してください。
- ウ 同居のご家族等が濃厚接触者になった場合、慎重に検討した上で、登校するかを判断してください。
- エ 本人及び同居のご家族がかぜ等の症状によりPCR検査等を受ける場合、検査結果が判明した場合は、学校に連絡をお願いします。

3 その他

- (1) 修学旅行等の校外行事は、行き先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で、適切に実施します。
- (2) 今後、地域の感染レベルに変更があり、教育活動に大きな影響が生じることになった場合は、再度ガイドラインを配付します。
- (3) 新型コロナウイルス感染者が判明したときのメール配信については、各学校で感染者が発症した場合に、該当の学校にのみ送信します。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関して、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等が行われることを心配します。誰もが感染する可能性があるものであり、感染者や濃厚接触者となった方への人権尊重、個人情報保護にくれぐれもご理解とご配慮をお願いします。

〔連絡先：長久手市教育委員会 教育総務課 指導室 TEL 0561-56-0626〕